債権者登録(新規・変更・廃止)届書の提出について(お願い)

北栄町では、町から支払を受ける予定のある方で、口座振込を希望される方の住所、 氏名、口座振替先金融機関等を登録しています。

つきましては、新規・変更・廃止の登録をされる場合は、「債権者登録(新規・変 更・廃止)届書」の提出をお願いします。

債権者登録(新規・変更・廃止)届書に記載された口座情報は、北栄町からの支払 業務以外には使用しません。

《記入上の注意点》

- 〇 太線内のみ記入してください。
- 〇 「届出者印」は町に出す請求書(納品書)と同じ印を押してください。
- 法人の場合は会社名のフリガナ、個人の場合は氏名のフリガナを必ずご記入ください。
- 〇 「工事前払金口座」の登録は、町の公共工事の前金払いを受けるため別口の口 座を設けている場合のみ指定できます。
- 登録内容に変更が生じた場合は、必ず「変更届書」を提出してください。
- 登録を取りやめたい場合は、必ず「廃止届書」を提出してください。

金融機関 各位

北栄町では、町から支払を受ける予定のある方で口座振込を希望される方に「債権 者登録(新規・変更・廃止)届書」の提出をお願いしています。

振込口座の確認依頼があった際には、次のとおり取扱っていただきますようお願い します。

- 〇 「金融機関·店舗コード」「預金種別」「口座番号」「金融機関オンライン元帳カナ 氏名」の記入をお願いします。
- 内容を確認の上、「金融機関確認印」の欄に押印をお願いします。

《提出、お問い合わせ先》

7689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町役場 出納室

電話 (0858) 37-5863

FAX (0858) 37-5339